

○旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について（平成 14 年 1 月 30 日付け国自総第 446 号、国自旅第 161 号、国自整第 149 号）

※本文のみ

改 正	現 行
制 定 平成 14 年 1 月 30 日 国自総第 446 号 国自旅第 161 号 国自整第 149 号 最終改正 令和 5 年 8 月 1 日 国自安第 52 号 国自旅第 122 号 国自整第 79 号	制 定 平成 14 年 1 月 30 日 国自総第 446 号 国自旅第 161 号 国自整第 149 号 最終改正 令和 5 年 5 月 31 日 国自安第 24 号 国自旅第 54 号 国自整第 35 号
第 37 条 乗務員等台帳 <u>及び乗務員証</u>	第 37 条 乗務員等台帳 <u>並びに乗務員証及び保安員証</u>
第 38 条 従業員に対する指導監督 (1)～(2) (略) (3) 第 2 項第 1 号の「事故を引き起こした者」の解釈については、上記第 37 条の 解釈 (1) <u>④</u> を準用する。 (4)～(23) (略)	第 38 条 従業員に対する指導監督 (1)～(2) (略) (3) 第 2 項第 1 号の「事故を引き起こした者」の解釈については、上記第 37 条の 解釈 (1) <u>③</u> を準用する。 (4)～(23) (略)
(削る)	<u>第 49 条 乗務員</u> <u>第 2 項第 3 号は、乗務員に対して、旅客の現在する事業用自動車内での喫煙を禁</u> <u>止するものであるが、利用者に快適な輸送サービスを提供する観点からは、旅客の</u> <u>現在しない事業用自動車内においても喫煙を差し控えることが望ましい。</u>
<u>附 則 (令和 5 年 8 月 1 日付け国自安第 52 号、国自旅第 122 号、国自整第 79 号)</u> <u>改正後の通達は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。</u>	(新設)